明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六）　一
○環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（環境六）　二
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務一）　三〇
〔官庁報告〕
官庁事項
令和六年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　三〇
産　業
日本産業規格（経済産業省）　三五
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
独立行政法人国立美術館令和四事業年度財務諸表関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○経済産業省令第六号

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十日

経済産業大臣　齋藤　健

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定手続） **第四条の二**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七の二　［略］ 七の三　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が次条に定める要件に該当する場合は、第四条の二の三第一項に定める措置を実施したことを証するために必要な報告書その他の書類 八～十　［略］ 3・4　［略］	（認定手続） **第四条の二**　［略］ 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七の二　［略］ ［新設］ 八～十　［略］ 3・4　［略］
（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件） **第四条の二の二**　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「再生可能エネルギー海域利用法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。	［新設］

（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置）

第四条の二の三　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める措置とする。

一　次に掲げる場合のうちいずれかに該当する場合　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上である場合

ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所が次の(1)から(3)までに掲げる区域のいずれかに属する場合

(1)　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分が必要となる区域

(2)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域

(3)　自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により指定された地域

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満であって、申請者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が当該設備に係る再生可能エネルギー発電事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が百メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の再生可能エネルギー発電設備（法第九条第一項の申請又は同条第四項の認定に係るものに限る。）の出力と、当該再生可能エネルギー発電設備の出力との合計が五十キロワット以上の場合（ロに掲げる場合を除く。）

二　その他の場合　説明会の開催又は当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に関する事前周知措置（以下「事前周知措置」という。）の実施

2　説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一　実施場所の敷地境界線からの水平距離が次のイからハまでに掲げる場合に応じ、それぞれイからハまでに定める範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者並びに実施場所を管轄する市町村長が必要と認める者（以下この項において「周辺地域の住民」という。）に対して開催すること。

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット未満の場合　百メートル

ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の出力が五十キロワット以上の場合（ハに掲げる場合を除く。）　三百メートル

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項に規定する第一種事業に該当する場合　一キロメートル

二　説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の二週間前までに、周辺地域の住民

［新設］

に対して、次のイ又はロの方法及び経済産業大臣に必要な情報を提供する方法により通知すること。

イ　投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

ロ　回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

三　申請者が、次に掲げる項目（認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときであって、既に開催した説明会又は実施した事前周知措置があるときは、当該説明会又は事前周知措置において説明又は周知した項目から変更があったものに限る。）について必要かつ適切な説明をすること。

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の概要

ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

ニ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事の概要

ホ　申請者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項

ヘ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容

ト　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

チ　認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項

四　質問及び意見（以下「質問等」という。）に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該申請者が当該質問等に誠実に対応すること。

五　説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を交付期間又は調達期間が終了するまでの間適切に保管すること。

六　説明会の開催後に質問等の提出先を定めて、二週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

七　次のイからホまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからホまでに定める時期に開催すること。ただし、認定事業者が第八条の二に規定する重要な事項を変更しようとするときは、ホに定める時期に開催すること。

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分のうちいずれかを必要とする場合　次に定める全ての時期

(1)　当該許可等の処分の申請までの時期

(2)　当該許可等の処分を受けた後、当該認定の申請の日の三月前までの時期

ロ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合　次に定める全ての時期

(1)　同法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成の日前までの時期（法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあっては、この限りでない。）

(2)　同法第三条の五の規定により環境大臣が意見を述べた日（環境大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）又は同法第三条の六の規定により主務大臣が意見を述べた日（主務大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）のいずれか遅い日後、当該認定の申請の日の三月前までの時期（法律の規定により配慮書の作成を要しない場合にあっては、当該認定の申請の日の三月前までの時期）

(3)　同法第二十七条の規定による公告後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手するまでの時期

ハ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合　ロ(1)から(3)までに定める時期にそれぞれ準ずる全ての時期

ニ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的として条例により定められた許可等の処分又は届出を必要とする場合　次に定める全ての時期

(1)　当該認定の申請の日の三月前までの時期

(2)　当該許可等の処分又は届出の後、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備の設置のための工事に着手するまでの時期（(1)の時期に開催される説明会までに、当該許可等の処分又は届出があった場合は、この限りでない。）

ホ　イからニまでに掲げる場合のいずれにも該当しない場合　当該認定の申請の日の三月前までの時期

3　事前周知措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一　実施場所の敷地境界線からの水平距離が百メートルの範囲内に居住する者（以下この項において「周辺地域の住民」という。）に対して実施すること。

二　申請者が、前項第三号に規定する項目について次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知をすること。

イ　投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

ロ　インターネットを利用して周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、主たるホームページアドレスを回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共団体の公報若しくは広報誌へ掲載する方法

三　事前周知措置の実施後に質問等の提出先を定めて、二週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

4　第二項第七号の規定は、事前周知措置について準用する。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八の六　［略］

九　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものについては、当該認定を受けた日（当該認定事業者が最初に認定を受けた日をいう。以下この項及び第十三条の二第一項において同じ。）から起算して三年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている場合にあっては、五年）以内

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八の六　［略］

九　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のものについては、当該認定を受けた日（当該認定事業者が最初に認定を受けた日をいう。以下この項及び第十三条の二第一項において同じ。）から起算して三年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている

に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

九の二～十の二　［略］

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四～十五　［略］

場合にあっては、五年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

九の二～十の二　［略］

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が促進法第十三条第二項第十号に規定する選定事業者が提出した促進法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四～十五　［略］

2　法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七の三　［略］

八　その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行い、適切かつ着実な解体等を実施する観点から適切な構造であること。

九・十　［略］

3　［略］

（内部積立金の積立ての要件）

第六条の二　法第九条第四項第八号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　法第十五条の十二第四項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭（第六号ロにおいて「解体等費用に充てるための金銭」という。）が積み立てられるものであること。

三～五　［略］

六　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の十二第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること。

ロ　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

2　法第九条第四項第三号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～七の三　［略］

八　その他当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に発電を行う観点から適切な構造であること。

九・十　［略］

3　［略］

（内部積立金の積立ての要件）

第六条の二　法第九条第四項第七号の経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　法第十五条の六第四項の規定により解体等積立金を積み立てる場合と同じ時期又はそれよりも早期に当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に通常要する費用に充てるための金銭（第六号ロにおいて「解体等費用に充てるための金銭」という。）が積み立てられるものであること。

三～五　［略］

六　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった場合は、次の事項に同意すること。

イ　第五条第一項第八号の二又は前五号に掲げる基準のいずれかを満たさなくなった時点以降は、法第十五条の六第二項、第三項及び第四項の規定により解体等積立金を電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に積み立てること。

ロ　［略］

（再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の公表）

第七条　法第九条第六項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～六　［略］

七　説明会の開催又は事前周知措置の実施に関する事項

八　［略］

2　［略］

（重要な事項）

第八条の二　法第十条第一項の経済産業省令で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。

一　認定事業者の変更

二　認定事業者の密接関係者の変更

三　認定発電設備の設置の場所の変更

四　認定発電設備の出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置（複数回開催又は実施された場合にあっては、その開催又は実施の日が最も遅いもの。次号において同じ。）の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

五　認定発電設備が太陽光発電設備である場合にあっては、当該認定発電設備に係る太陽電池の合計出力を、法第九条第四項の認定を受けた日又は説明会若しくは事前周知措置の日のうちいずれか遅い日から二十パーセント以上又は五十キロワット以上増加させる変更

六　第四条の二の二に定める要件に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（次号の場合を除く。）

七　第四条の二の三第一項第一号の場合に新たに該当することとなる認定発電設備の変更（変更後の認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が第四条の二の二に定める要件に該当する場合に限る。）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一・一の二　［略］

一の三　認定事業者の密接関係者の変更

二～十五　［略］

［新設］

七　［略］

2　［略］

［新設］

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一・一の二　［略］

［新設］

二～十五　［略］

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の十二第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　［略］

2　［略］

（再生可能エネルギー発電設備の増設等に係る基準価格又は調達価格の適用の特例）

第十条の二　法第十条の二第一項の経済産業省令で定める増設等は、太陽光発電設備の太陽電池の合計出力を増加させるもの（当該設備の出力が十キロワット未満の場合又は当該設備の出力を増加させる場合を除く。）であって、当該増加が三キロワット以上であるもの又は当該合計出力を三パーセント以上増加させるものとする。

2　法第十条の二第二項の経済産業省令で定める方法は、経済産業大臣が別に告示するところにより増設等に係る部分に適用する基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額に、それ以外の部分に係る基準価格又は調達価格に当該部分に係る太陽電池の合計出力の値を乗じた額を加え、その加えて得た額を増設等に係る部分及びそれ以外の部分に係る太陽電池の合計出力の値で除す方法とする。

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が太陽光発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ　［略］

ロ　出力が十キロワット以上のものであって、認定を受けた日から起算して四年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法第二条第四項に規定する対象事業に係

十五の二　認定発電設備が太陽光発電設備であって、法第十五条の六第一項に規定する積立対象区分等に該当する場合にあっては、解体等積立金の積立方法の変更

十六～十九　［略］

2　［略］

［新設］

（再生可能エネルギー発電設備の区分等ごとの失効までの期間）

第十三条の二　法第十四条第二号の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が太陽光発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ　［略］

ロ　出力が十キロワット以上のものであって、認定を受けた日から起算して四年後の日（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第

る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている場合にあっては、六年後の日）までに、認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該認定発電設備について次条に掲げる要件を全て満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）を当該一般送配電事業者等が受領していない場合　四年（この場合において、当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合　六年）

ハ・ニ　［略］

二　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ～ハ　［略］

ニ　選定事業者が、再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された再生可能エネルギー海域利用法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及び四項に規定する対象事業に係る環境影響評価（以下この項において「環境影響評価」という。）を行っている場合にあっては、六年後の日）までに、認定発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の申込みの内容を記載した書面（当該認定発電設備について次条に掲げる要件を全て満たしており、当該書面を受領することにより一般送配電事業者等が自らの意思のみに基づいて当該電気的な接続の予定日を決定することができる状態にあるものに限る。以下「系統連系工事着工申込書」という。）を当該一般送配電事業者等が受領していない場合　四年（この場合において、当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合　六年）

ハ・ニ　［略］

二　認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業が風力発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる期間

イ～ハ　［略］

ニ　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「促進法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が、同法第十七条第一項の認定を受けた公募占用計画（以下「認定公募占用計画」という。）に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日（ただし、認定公募占用計画に記載された同法第十四条第二項第一号に掲げる占用の区域と一体的に利用される港湾及びその利用時期が、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可を受けた者（同法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理をする者に限る。）が利用する港湾及びその利用時期又は再生可能エネルギー海域利用法第十七条第一項の認定を受けた他の選定事業者が占用区域と一体的に利用する港湾及びその利用時期のいずれかと重複したときは、経済産業大臣及び国土交通大臣が認定公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日の調整を行った場合に限り、選定事業者が、同法第十八条第一項の規定に基づき変更の認定を受けた認定公募占用計画に記載した海洋再生可能エネルギー発電事業の実施時期の起算日とする。以下「事業実施時期起算日」という。）から起算して一年後の日までに、一般送配電事業者等が系統連系工事着工申込書を受領していない場合　認定を受けた日から事業実施時期起算日までの期間に一年を加えた期間

ホ・ヘ　［略］

三～五　［略］

2・3　［略］

（交付金相当額積立金の積立方法）

第十三条の三の七　再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に供給する認定事業者が、法第十五条の六第三項の規定により、推進機関に積立てを行うときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、法第十五条の七第二号の規定の額の金銭を交付金相当額積立金として当該電気事業者に納付するものとする。

2　認定事業者が前項の規定により電気事業者に交付金相当額積立金を納付したときは、当該電気事業者は、当該認定事業者から供給された再生可能エネルギー電気に係る調整交付金の交付日において、当該交付金相当額積立金を推進機関に納付するものとする。

［新設］

（交付金相当額積立金の額）

第十三条の三の八　法第十五条の七第一号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、第一号に掲げる量に第二号に掲げる額を乗じて得た額を控除する方法とする。

一　認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量

二　第三条の五第四号の額

2　法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）の合計額を控除する方法とする。

［新設］

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　法第十五条の九の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第十条の三の規定の違反について、その改善に必要な措置をとった場合

二　認定発電設備の解体等を完了し、その認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合

三　法第十五条の十一第一項の規定による命令を受けた場合

四　その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた場合

2　法第十五条の九の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式第七の二の二による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類その他経済産業大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号の場合にあっては、違反の改善に必要な措置をとったことを証する書類

二　第一項第二号の場合にあっては、認定発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを証する書類

（交付金相当額積立金の推進機関への帰属）

［新設］

第十三条の三の十　法第十五条の十第一項の経済産業省令で定める措置は、再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置について、その全部を講じたものとする。

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　［略］

（解体等積立金の積立方法）

第十三条の五　法第十五条の十二第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　法第十五条の十三第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2　法第十五条の十三第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

［新設］

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の六第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　［略］

（解体等積立金の積立方法）

第十三条の五　法第十五条の六第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　法第十五条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　法第十五条の十五の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等（同条に規定する認定事業者等をいう。）が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一　法第十五条の十八第一項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

二　認定事業者等が法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てている場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

2　法第十五条の十五の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　第一項第二号の場合にあっては、法第十五条の十七の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四　［略］

4　法第十五条の十六の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

（認定の失効及び取消しに伴う措置）

第十三条の八　法第十五条の十八第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　法第十五条の九の経済産業省令で定める場合及び当該場合において認定事業者等（同条に規定する認定事業者等をいう。）が取り戻すことができる解体等積立金の額は、次のとおりとする。

一　法第十五条の十二第一項の規定により積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の解体等が完了したことについて経済産業大臣の確認を受けた場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

二　認定事業者等が法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てている場合　推進機関に積み立てられた解体等積立金の全額（当該経済産業大臣の確認の前にその一部の取戻しが行われた場合にあっては、その残額）

2　法第十五条の九の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　［略］

三　第一項第二号の場合にあっては、法第十五条の十一の規定により内部積立金を積み立てていることを証する書面

四　［略］

4　法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

（認定の失効及び取消しに伴う措置）

第十三条の八　法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（積立金管理業務規程で定める事項）

第十三条の九　法第十五条の二十第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

2　推進機関は、法第十五条の二十第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3　推進機関は、法第十五条の二十第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（積立金管理業務に関する帳簿に係る事項）

第十三条の十　法第十五条の二十二の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　［略］

3　法第十五条の二十二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

（法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類）

第三十六条　法第五十二条の二第一項の経済産業省令で定める書類は、法第十三条の規定による命令、法第十五条の規定による取消し又は法第十五条の六第一項若しくは法第十五条の十一第一項の規定による命令の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となった事実を記載した書類とする。

［新設］

（積立金管理業務規程で定める事項）

第十三条の九　法第十五条の十四第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

2　推進機関は、法第十五条の十四第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3　推進機関は、法第十五条の十四第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（積立金管理業務に関する帳簿に係る事項）

第十三条の十　法第十五条の十六の帳簿は、推進機関が備え付け、積立金管理業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2　［略］

3　法第十五条の十六の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～三　［略］

［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

様式第七の二の次に次の様式を加える。

様式第７の２の２（第１３条の３の９関係）

交付金相当額積立金取戻申請書

年　　月　　日

広域的運営推進機関　殿

申請者　　住　所　（〒　－　　）
（注１）

氏　名

（法人にあっては名称、代表者の役職・氏名）

電話番号　（　　）　　－

設備ＩＤ（識別番号）

発電設備の名称

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第１５条の９の規定により、以下のとおり交付金相当額積立金の取戻しを申請します。

記

申請情報			備　考
申請主体の性質	□認定事業者 □認定事業者であった者（以下「旧認定事業者」という。）		
取戻事由（注２）	□法第１０条の３に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった □認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した □法第１５条の１１第１項の規定による返還命令を受けた □その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた		
振込先口座	金融機関名		□別紙あり
	本・支店名		
	口座種類		
	口座番号		
	口座名義		

	書類の種類	書　類　名	備　考
添付書類（注３）	①印鑑証明書（注４）		
	②旧認定事業者であることを証する書面（注５）		
	③法第１０条の３に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとったことを証する書面（注６）		
	④認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止したことを証する書面（注７）		
	⑤その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であることを証する書面（注８）		
	⑥その他（注９）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注２）　該当する取戻事由を選択すること。
（注３）　選択した取戻事由に応じて、必要な書類を添付すること。
（注４）　本届出を提出する際に必ず添付すること。なお、届出日より３ヶ月前から当該届出日までの間に発行された原本に限る。
（注５）　旧認定事業者が申請する場合に添付すること。
（注６）　取戻事由について、「法第１０条の３に規定する認定事業者の義務への違反について改善に必要な措置をとった」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
（注７）　取戻事由について、「認定発電設備の解体等を完了し、再生可能エネルギー発電事業を廃止した」を選択した場合には、当該事由を証する書面を添付すること。
（注８）　取戻事由について、「その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた」を選択した場合には、積立命令において示された取戻しの条件が満たされたことを証する書面その他の当該事由を証する書面を添付すること。
（注９）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

＜備考＞
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。図面、表等やむを得ないものは日本産業規格Ａ３とすること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第三項の規定による落札者の落札に係る入札における再生可能エネルギー発電事業計画の提出の期限（同条第十項の規定に基づき入札の実施に関する業務を行う電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の四に規定する広域的運営推進機関が定めるものをいう。）が到来する場合に該当する再生可能エネルギー発電事業計画に係る法第九条第一項の規定による認定の申請については、この省令による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の二第二項第七号の三、第四条の二の二、第四条の二の三及び第五条第二項第八号（この省令による改正に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

2　法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に新規則第四条の二第二項第七号の二イからホまでに掲げる許可等の処分のうちいずれかを必要とする場合であって、この省令の施行の日前に当該許可等の処分の申請をしたときは、当該認定の申請について、新規則第四条の二の三第二項第七号イ(1)の規定は適用しない。

3　法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業に該当する場合であって、この省令の施行の日前に、同法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書を作成したときは、当該認定の申請について、新規則第四条の二の三第二項第七号ロ(1)の規定は適用しない。

4　法第九条第一項の規定による認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について条例に基づく環境影響評価の対象となる場合であって、この省令の施行の日前に、当該条例に基づき、環境影響評価法第三条の三第一項の計画段階環境配慮書の作成に準ずる手続をしたときは、当該認定の申請に係る新規則第四条の二の三第二項第七号ハの規定の適用については、同号ハ中「ロ(1)から(3)まで」とあるのは、「ロ(2)及び(3)」とする。

○環境省令第六号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のとおり定める。

令和六年二月二十日

環境大臣　伊藤信太郎

環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものとし、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 2・3　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、当該民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第七条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の四、第九条の十第八項、第十五条の二の四及び第十五条の四の四第三項、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第八項並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第六条の規定に基づく縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第八条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、当該民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書面による方法により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第九条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第一項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

第十一条　（略）

別表第一　（第三条関係）

（略）	（略）
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	第四十条、第四十六条の二において準用する第四十三条の九及び第四十三条の二十二
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項、第二十二条第八項並びに第三十八条
（略）	（略）
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）	第三十九条

（新設）

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第七条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第一項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第八条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

第九条　（略）

別表第一　（第三条関係）

（略）	（略）
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	第四十条
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項並びに第三十八条
（略）	（略）
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）	第三十九条

汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）	第六条
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）	第二十三条第一項第四号ハ及び第五十七条第二号

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	第四十条
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十二条第八項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	第六条の二第四号（第六条の六第二号、第六条の十二第四号及び第六条の十五第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）、第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）並びに第六条の十二第一号及び第二号
（略）	（略）

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）	（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）
第九条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第一項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項、土壌汚染対策法第二十条第一項（同条第二項及び第九項において準用する場合並びに汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第四項（同条第九項において準用する場合及び汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十四号の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三並びに土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六十五条第十四号、第六十六条第一号（第七十六条の二において準用する場合を含む。）及び第二号（第七十六条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の交付等とする。	**第九条**　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の十五第一項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第九項、第十二条の二第十項、第十四条第十三項、第十四条の二第四項、第十四条の三の二第三項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の四第十三項及び第十四条の五第四項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十二第二号（第六条の十五第二号において、その規定の例によることとされる場合を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の四の六及び第八条の十七の三の規定に基づく書面の交付等とする。

（新設）	（新設）
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）	第二十三条第一項第四号ハ及び第五十七条第二号

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	第四十条
（新設）	（新設）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）	第六条の二第四号（第六条の六第二号、第六条の十二第四号及び第六条の十五第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）、第六条の二第六号（第六条の六第二号においてその規定の例によることとする場合を含む。）並びに第六条の十二第一号及び第二号
（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項（いずれも同条第九項において準用する場合を含む。）、第二十二条第八項並びに第三十八条
（略）	（略）
環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）	第二十八条
土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）	第六十五条第四号及び第六十六条第三号（第七十六条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）	第三十九条
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第一項（同条第二項及び第九項において準用する場合並びに汚染土壌処理業に関する省令（平成二十一年環境省令第十号）第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）、第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第四項（同条第九項において準用する場合及び汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十四号の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）並びに第二十二条第八項
（略）	（略）

別表第一（第三条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十条第五項、第七項及び第八項、第二十二条第八項並びに第三十八条
（略）	（略）
環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）	第二十八条
（新設）	（新設）
環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）	第三十九条
（略）	（略）

別表第二（第五条関係）

（略）	（略）
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	第二十二条第八項
（略）	（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）	第八条の四の六、第八条の十七の三、第十条の七第一号ハ及びホ並びに第十三条の十二第一項及び第二項
土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）	第六十五条第十三号及び第十四号
一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十七年環境省令第四号）	第二条第二号ロ及び第三号ハ、第四条第二号ロ及び第三号ハ並びに第五条第二号ロ及び第三号ハ

（環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　環境省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年環境省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　電子署名　次に掲げるものをいう。	一　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
イ　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名	（新設）
ロ　政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名	（新設）
ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名	（新設）
二　（略）	二　（略）
（署名等に代わる措置）	（署名等に代わる措置）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　法第七条第四項に規定する署名等に代えることができる氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。	２　法第七条第四項に規定する署名等に代えることができる氏名又は名称を明らかにする措置とは、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うとともに、環境大臣が告示で定める電子証明書を当該処分通知等と併せて送信することをいう。
３　（略）	３　（略）

（電子情報処理組織による処分通知等）

第九条　電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。

２　（略）

（電磁的記録による作成等）

第十三条　行政機関等が、法第九条第一項の規定により電磁的に記録の作成等をする場合においては、当該事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成等を行うものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。次項において同じ。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

２　行政機関等が、環境省の所管する法令の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（情報処理センターによる報告）	（情報処理センターによる報告）
第八条の三十六　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記録したものを当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。	**第八条の三十六**　法第十二条の五第九項の規定による都道府県知事に対する報告は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における同条第一項及び第二項の規定による登録並びに同条第三項の規定による報告の内容並びに次に掲げる事項を記載した文書又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出することにより行うものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
（公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部改正）	
第五条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府・通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。	
改正後	改正前
（電磁的記録媒体による手続）	（フレキシブルディスクによる手続）
第六条の二　法第五十五条第二項の規定に基づく同条第一項の申告書への前条の書類の添付については、第四条第一項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要となる事項を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記録したものを添付することにより、行うことができる。	**第六条の二**　法第五十五条第二項の規定に基づく同条第一項の申告書への前条の書類の添付については、第四条第一項各号に定める事項及び当該書類の作成に必要となる事項を記録したフレキシブルディスクを添付することにより、行うことができる。

（削る）

（削る）

（削る）

（フレキシブルディスクの構造）

第六条の三　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

第六条の四　第六条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二二、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本産業規格Ｘ六二二五

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五

三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一

2　第六条の二の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八による図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一による制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第六条の五　第六条の二のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三によるラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　汚染負荷量賦課金の納付義務者の氏名又は名称及び汚染負荷量賦課金申告書（様式第一号）中の汚染負荷量賦課金番号

二　法第五十五条第一項の申告書の提出年月日

（環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正）

第六条　環境省関係浄化槽法施行規則（昭和五十九年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（清掃の技術上の基準） **第三条**　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たつて清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。 七～十五　（略） （保守点検の時期及び記録等） **第五条**　（略） ２・３　（略）	（清掃の技術上の基準） **第三条**　法第四条第八項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。 一～五　（略） 六　第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たつて清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。 七～十五　（略） （保守点検の時期及び記録等） **第五条**　（略） ２・３　（略）

４　受託者は、第二項ただし書の規定による保守点検又は清掃の記録の交付に代えて、第六項の定めるところにより、当該浄化槽管理者の承諾を得て、当該記録に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該受託者は、当該記録の交付をしたものとみなす。

一　（略）

二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式により作成される保守点検又は清掃の記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第八項及び第九項において同じ。）に係る記録媒体をいう。第三十六条及び第五十条において同じ。）をもつて調製するファイルに保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

５～７　（略）

８　浄化槽管理者は、第二項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第四項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録を三年間保存しなければならない。

９　（略）

（保守点検の回数の特例）

第六条　（略）

２・３　（略）

４　法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たつて保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。

５　（略）

（帳簿）

第三十六条　（略）

２　前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十六条の二において準用する法第四十三条の二十二に規定する帳簿への記載に代えることができる。

３　法第四十六条の二において準用する法第四十三条の九に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（帳簿）

第五十条　（略）

２　前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十六条の二において準用する法第四十三条の二十二に規定する帳簿への記載に代えることができる。

３　法第四十六条の二において準用する法第四十三条の二十二に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）は、講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

４　受託者は、第二項ただし書の規定による保守点検又は清掃の記録の交付に代えて、第六項の定めるところにより、当該浄化槽管理者の承諾を得て、当該記録に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該受託者は、当該記録の交付をしたものとみなす。

一　（略）

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第三十六条及び第五十条において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに保守点検又は清掃の記録に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

５～７　（略）

８　浄化槽管理者は、第二項本文の規定により作成した保守点検若しくは清掃の記録又は同項ただし書の規定により交付された保守点検若しくは清掃の記録若しくは第四項に規定する電磁的方法により提供された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式により作成される保守点検又は清掃の記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）を三年間保存しなければならない。

９　（略）

（保守点検の回数の特例）

第六条　（略）

２・３　（略）

４　法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たつて保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。

５　（略）

（帳簿）

第三十六条　（略）

２　前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十六条の二において準用する法第四十三条の二十二に規定する帳簿への記載に代えることができる。

３　法第四十六条の二において準用する法第四十三条の九に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

（帳簿）

第五十条　（略）

２　前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十六条の二において準用する法第四十三条の二十二に規定する帳簿への記載に代えることができる。

３　法第四十六条の二において準用する法第四十三条の二十二に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、講習業務を廃止するまで保存しなければならない。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第五条の九**　法第三十六条の十九第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社脱炭素化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 ２　（略）	（書面をもって作成された議事録の備置き及び閲覧等における特例） **第五条の九**　法第三十六条の十九第八項の議事録が書面をもって作成されているときは、株式会社脱炭素化支援機構（以下この条において「機構」という。）は、当該書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルにより備え置くことができる。 ２　（略）

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第八条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十三条第一項に規定する個体等登録機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年環境省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法 ２　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。	（電磁的記録による保存） **第四条**　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。 一　作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法 二　書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ２　（略） （電磁的記録による作成） **第六条**　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第十条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　電磁的記録媒体をもって調整するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

（電磁的記録による交付等）

第十条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一　（略）

二　磁気ディスク等をもって調整するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2　（略）